

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和6年8月1日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2400478号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第2400010号

第1 結論

- 1 請求者のA社における標準賞与額を、平成21年12月31日は14万2,000円、平成22年7月30日は15万円、平成28年7月26日は23万2,000円、同年12月19日は23万1,000円に訂正することが必要である。

平成21年12月31日、平成22年7月30日、平成28年7月26日及び同年12月19日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成21年12月31日、平成22年7月30日、平成28年7月26日及び同年12月19日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

- 2 請求者のA社における標準賞与額を、平成21年12月31日は15万円、平成28年7月26日は25万円に訂正することが必要である。

平成21年12月31日及び平成28年7月26日の標準賞与額(上記1の訂正後の標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和43年生
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成21年12月
② 平成22年7月30日
③ 平成28年7月26日
④ 平成28年12月19日

私は、請求期間にA社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を賞与から控除されていたので、請求期間に係る標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間について、請求者から提出された賞与明細書(以下「賞与明細書」という。)による

と、請求者は、A社から賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、請求期間の賞与支払年月日については、賞与明細書等の記録から、請求期間①は平成21年12月31日、請求期間②は平成22年7月30日、請求期間③は平成28年7月26日、請求期間④は同年12月19日とすることが妥当である。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準賞与額については、賞与明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成21年12月31日は14万2,000円、平成22年7月30日は15万円、平成28年7月26日は23万2,000円、同年12月19日は23万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主が請求期間の賞与に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主からは、請求者の請求期間に係る届出や保険料納付について、回答及び陳述が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

2 請求期間①及び③について、賞与明細書によると、賞与額に見合う標準賞与額は、上記1の訂正後の標準賞与額を上回っていることが認められる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、賞与明細書により確認できる賞与額から、平成21年12月31日は15万円、平成28年7月26日は25万円とすることが必要である。

なお、平成21年12月31日及び平成28年7月26日の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。